

## ケ 臨港地区

臨港の管理運営上、臨港施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的利用を図るため、臨港地区を決定し、県条例により規制が行われる。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

臨港地区一覧表

(令和6年3月31日現在)

都市名	臨港地区名	面積(ha)	当初決定年月日	最終変更年月日
日立市	茨城港日立港区	125.5	S40.3.29	H28.5.16
	川尻	1.7	S48.12.20	
鹿嶋市・神栖市	鹿島	2,613.7	S49.4.5	H28.5.16
ひたちなか市・東海村	茨城港常陸那珂港区	413.9	H12.9.1	R3.9.2
大洗町	茨城港大洗港区	61.4	H16.10.25	H27.5.7
計	6市町村	3,199.4		

## コ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地であって、特に良好な自然環境を形成しているもので、市街地及びその周辺地域に存するものについて指定する。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

特別緑地保全地区一覧表

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域	都市名	名称	面積(ha)	決定年月日	備考
水戸・勝田	水戸市	上市緑地保全地区	24.0	H5.10.1	

## サ 生産緑地地区

生産緑地地区とは、「市街化区域内の農地等について、計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地法の規定に基づいて定める地区」である。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

生産緑地地区一覧表

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域	都市名	面積(ha)	地区数	当初決定年月日	最終変更年月日	備考
竜ヶ崎・牛久	龍ヶ崎市	6.0	39	H4.10.22	R5.9.6	
	牛久市	6.0	24	H4.10.22	R5.10.17	
取手	取手市	29.3	118	H4.10.22	R3.2.1	
	守谷市	2.6	22	H14.12.20	R5.11.24	
水海道	常総市	8.9	50	H4.10.22	R2.7.29	
つくばみらい	つくばみらい市	2.2	6	H19.3.16	H20.7.10	
岩井・境	坂東市	12.5	53	H4.10.22	R2.8.11	
	五霞町	7.4	10	H18.9.17	H28.3.14	
日立	常陸太田市	7.5	9	H22.12.1	H26.11.21	
計	9市町	82.4	331			